

申請書類について

1. 事前協議

申請締め切り日前までに、土地利用計画図等で都市計画課と事前協議をしてください。また、設置する施設の各担当課との協議も同様をお願いします。

2. 開発協議申請締切日

毎月1日。ただし休日の場合は翌開庁日になります。

※毎月1日までに提出された開発協議申請書を同月の開発審議会で審議します。

令和8年度締切日一覧

令和8年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1日	1日	1日	1日	3日	1日	1日	2日	1日

令和9年		
1月	2月	3月
4日	1日	1日

3. 申請書類提出部数

★3,000㎡未満の開発行為の場合（開発審議会を開催）

正本1部 副本1部 開発審議会資料（正本写し）4部 合計6部

*申請書合計6部の他、PDF データを都市計画課へメールにて送付して下さい。

（送付宛先：tosi@city.minokamo.lg.jp）

提出が必要なPDF データは以下の通りです。

1) 申請書	6) 公図
2) 事業計画書	7) 土地利用計画図
3) 関係者との協議一覧	8) 排水施設計画平面図
4) 関係機関との協議一覧	9) その他主要な図面（各種施設構造図等）
5) 位置図	10) 現況写真

★3,000㎡以上の都市計画法の開発行為の場合

都計法第29条開発行為許可申請書類を岐阜県中濃建築事務所へ提出してください。

これまで都市計画法開発行為許可申請等の書類は、市町村を経由して県に提出することとしていましたが、岐阜県証紙条例の廃止（令和7年12月31日に県証紙の販売終了）等に伴い、開発行為許可申請等の市町村経由を廃止しました。

令和8年1月からは、中濃建築事務所へ直接提出してください。